

議案第 50 号

大口町農業委員会委員の任命における要件について

大口町農業委員会委員を任命するに当たり、委員の少なくとも4分の1を認定農業者としたいので、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月2日提出

大口町長 鈴木雅博

（提案理由）

この案を提出するのは、大口町農業委員会委員の任命に当たって農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項に定める認定農業者が委員の過半数を占めることを要しないことについて、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定に基づき、委員の少なくとも4分の1を認定農業者とする規定を適用するため必要があるからである。